

# 基盤地図情報を利用した 地理空間情報整備のための手引

平成 22 年 8 月  
国土交通省国土地理院

## 【目 次】

第1章	はじめに	1
第1節	手引の背景	1
第2節	手引の構成	3
第3節	用語の使い方及び定義	4
第2章	関係法令と施策	6
第1節	測量法の仕組み	6
1.	測量法	6
第2節	地理空間情報活用推進基本法の考え方	7
1.	地理空間情報活用推進基本法と基盤地図情報	7
2.	基盤地図情報について	8
2.1	地理空間情報とは	8
2.2	基盤地図情報とは	8
2.3	基盤地図情報の項目	8
2.4	基盤地図情報の項目とその精度	8
2.5	基盤地図情報の整備及び提供に際しての具体的な基準	9
3.	国・地方公共団体に期待されている役割	9
3.1	基本理念	9
3.2	国の責務	10
3.3	地方公共団体の責務	11
3.4	連携の強化	11
3.5	行政における地理空間情報の活用等	11
3.6	基盤地図情報の整備等	11
3.7	地図関連業務における基盤地図情報の相互活用	11
3.8	基盤地図情報等の円滑な流通等	11
第3節	その他関連する計画・規程・施策	12
1.	地理空間情報活用推進基本計画	12
2.	公共測量「作業規程の準則」の改正	12
3.	地理空間情報の活用推進に関する行動計画『G空間行動プラン』	12
4.	基盤地図情報のランドデザイン	13
5.	地理空間情報プラットフォーム	13
6.	地域情報プラットフォーム	13

第3章 基盤地図情報項目を含む地理空間情報の整備・更新 .....	14
第1節 測量法に基づく手続 .....	14
1 . 測量法における手続のモデル .....	14
2 . 測量法による手続 - 計画 - .....	15
2.1 計画（公共測量に該当する地理空間情報の整備・更新を行う場合） .....	15
2.2 計画（公共測量以外の地理空間情報の整備・更新を行う場合） .....	19
3 . 測量法による手続 - 整備・更新 - .....	19
3.1 基盤地図情報項目に該当する地理空間情報を整備・更新する場合 .....	20
3.2 地理空間情報に基盤地図情報を背景図として利用する場合 .....	21
3.3 公共測量成果の提出 .....	21
4 . 基盤地図情報の管理・提供 .....	22
4.1 国土地理院が管理する基盤地図情報の提供 .....	22
4.2 地方公共団体等が基盤地図情報を公開する場合に留意する事項 .....	22
第2節 基盤地図情報の整備・更新における各関係者の役割 .....	23
1 . 概要 .....	23
2 . 本手引における「役割」の見方 .....	24
3 . 都市計画部門における各関係者の役割 .....	25
3.1 都市計画部門における各関係者の役割、基本的な考え方 .....	25
3.2 都市計画部門における各関係者の役割 .....	26
3.3 都市計画部門における連携 .....	27
4 . 道路部門における各関係者の役割 .....	27
4.1 道路部門における各関係者の役割、基本的な考え方 .....	27
4.2 道路部門における各関係者の役割（道路部門の電子化が進んでいる地方公共団体） .....	29
4.3 道路部門における各関係者の役割（道路部門の電子化が進んでいない地方公共団体） .....	30
4.4 道路部門における連携 .....	31
5 . 建物に関係する部門における各関係者の役割 .....	32
5.1 建物に関係する部門の役割、基本的な考え方 .....	32
5.2 建物に関係する部門の役割：（建物に関係する部門の電子化が進んでいる地方公共団体） .....	33
5.3 建物に関係する部門の役割：（建物に関係する部門の電子化が進んでいない地方公共団体） .....	34
5.4 建物に関係する部門における連携 .....	35
第4章 基盤地図情報の利活用について .....	36
第1節 基盤地図情報を利用するにあたって遵守すべき事項 .....	36
第2節 基盤地図情報の利活用効果 .....	37
1 . 地理空間情報の品質向上 .....	37
1.1 道路占用物の位置精度の向上 .....	37
1.2 開発建築規制図の位置精度の向上 .....	38

1.3	地理空間情報の鮮度の向上	38
1.4	災害時における現況把握	40
2	行政業務の効率化	40
2.1	道路占用物の管理	40
2.2	開発建築規制業務	41
3	行政業務の高度化	41
3.1	道路改築計画（防災部門・情報と連携した）	41
3.2	都市計画の高度化	42
4	地理空間情報整備のコスト縮減	42
4.1	都市計画基本図の更新	42
4.2	道路台帳（平面図）の更新	43
4.3	不整合箇所等の修正に係るコストの縮減効果	43
4.4	基盤地図情報を利用する中長期的効果	44
5	住民サービスの向上	45
5.1	県域統合型GISぎふ（岐阜県）	45
5.2	地理空間情報プラットフォーム試作版（国土交通省）	46
5.3	電子国土ポータルサイト（国土地理院）	46
6	情報の流通による効果促進（教育・研究機関の利用）	48
第5章	地域連携による利活用の促進	49
第1節	地域連携の必要性	49
1	あるべき姿の実現のために	49
2	地域連携の具体化にあたって	49
第2節	産学官地方連携協議会	50
1	連携協議会の位置づけ - 国の連携協議会と地方における連携協議会 -	50
2	地域における連携協議会について	50
3	連携協議会の主な活動内容	50
第3節	当面行う連携（地域における今後の展開）	51
第6章	巻末資料	52
1	基盤地図情報の整備・更新における各関係者の役割（河川、水涯線、海岸線に関する部門）	52
2	用語集	56